

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る公聴会議事録

1 対象事業の名称及び種類

金城ふ頭地先公有水面埋立て
公有水面の埋立て

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時

平成30年2月3日（土）
午後1時30分から午後2時20分まで

(2) 場所

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや） 交流センター3階 第3会議室
名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

3 出席した陳述人の氏名（敬称略）

中川 武夫

4 条例第21条第5項の規定による出席者の職名及び氏名

名古屋港管理組合建設部
部長 浅野 一光
事業推進課 課長 野口 哲史
事業推進課 課長補佐 村瀬 勝博

5 議長

環境局地域環境対策部長 戸崎 智文

6 事務局

環境局地域環境対策部
主幹（環境影響評価・化学物質） 磯部 正樹
地域環境対策課 主査（環境影響評価） 山崎 博之

7 傍聴人の数

6名

8 公聴会の議事

議長（戸崎部長）

皆様、長らくお待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る公聴会を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの一環として行うものでございます。

私は、本日の公聴会の議事進行を務めさせていただきます名古屋市環境局地域環境対策部長の戸崎と申します。よろしくお願いいたします。

また、あわせまして事務局として地域環境対策部 環境影響評価及び化学物質担当主幹の磯部、地域環境対策課 環境影響評価担当主査の山崎が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、本日の公聴会の運営方法の説明と本日ご出席の陳述人の方、事業者の方のご紹介を、事務局の磯部から行います。

なお、これ以降の議事の進行につきましては、座ったまま進めさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

事務局（磯部主幹）

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明申し上げます。

初めに、傍聴人の方々へお願いを申し上げます。

この公聴会は、「金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る見解書」に対しまして、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございます。したがって、傍聴人の方々が意見を述べたり、質問をしたりすることはできません。

公聴会の開催中は静粛にいただき、携帯電話等は電源をお切りいただくかマナーモードに設定をしていただきたいと思います。

その他の注意事項につきましては、お配りをさせていただきました資料、議事次第の「傍聴人の方へのお願い」のところに記載をしておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、公聴会の記録を作成するために、録音及び写真撮影を行いますので、あらかじめご了承くださいと思います。

なお、災害時の避難経路でございますが、会場の後方扉から避難をしていただくことになります。その際は係員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

次に、陳述の方法について申し上げます。

初めに、陳述人の方から意見の陳述をしていただきます。

陳述時間は一人10分以内と定めておりますのでご協力をお願いいたします。

次に、事業者の方はこの陳述に対して見解を述べることはできませんが、見解を述べられる

場合には、ここで若干の休憩時間をとらせていただきまして、休憩後に10分以内で見解を述べていただきます。

続いて、この事業者の見解に対して、陳述人の方から補足意見陳述のご希望がございましたら、若干の休憩時間をとらせていただき、休憩後、補足意見を述べていただきます。

補足意見の陳述時間は、一人5分以内と定めておりますのでご協力をお願いいたします。

いずれの場合にも、所定の時間が残り1分となりましたら、ベルを1回鳴らします。また、所定の時間が経過をいたしましたら、ベルを2回鳴らして、このようにお知らせをいたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、陳述人の方のご紹介をいたします。

陳述人の中川武夫様でございます。

続きまして、事業者の方々をご紹介いたします。

名古屋港管理組合建設部部長の浅野一光様、同じく、建設部事業推進課課長の野口哲史様、同じく、建設部事業推進課課長補佐の村瀬勝博様、以上の3名の方々でございます。

これもちまして本日の運営方法の説明と陳述人及び事業者のご紹介を終わります。

議長（戸崎部長）

それでは、ただいまから陳述をお願いいたします。

陳述人の方は陳述席へ移動をお願いします。

それでは、中川武夫様、陳述をお願いします。

陳述人（中川武夫様）

陳述をさせていただきます。事前に事業者のほうには、私の陳述内容を渡るように手配をして、多分渡っていると思いますので、ぜひ明確なご回答をお願いできたらというふうに思っております。

まず第一に、建設機械騒音の予測が間違っておりました。そしてこれに対して、見解書で誤りがあったということで訂正されております。それはそれとして評価しますが、なぜ間違ったのか、予測式を間違えたのか、プログラムが違ったのか、入力条件を間違ったのか、単なる印刷ミスなのか、何も回答がありません。これではどこで間違ったのかわからない。すべての予測が間違っているかもしれない。それなのにそのことについては何も言っていないということは、非常に大きな問題だと思います。この準備書は、玉野総合コンサルタント株式会社に委託して作成されたと記載されております。ここに指示して全ての予測をやり直すべき、そうでなければなぜ今回間違ったのかを明確にすべきだというふうに思います。

二番目に、水質汚濁の濁りの予測条件が非常に不足しております。準備書では突然発生量が示してあり、詳細を示したはずの資料編のどこにも発生量の根拠が示されておられません。

見解では、若干の追加がされておりますけれども、極めて不十分です。予測条件の未記載ということは明らかになった。環境影響評価の基本条件さえ満たしていない準備書であり、準備書とは言えず、私たちがこれに対してきちんと意見を言うことができなかった。本来であれば、きちんと条件を示して、もう一度、私たちに意見を述べる機会を与えるべきであるというふうに思います。その上で、次の4点について明確に回答をしていただきたい。

グラブ浚渫船の63,252 m^3 を施工日16日で割ると、3,953 m^3 であります。表の日施工量と食い違っている。これはなぜなのか。この日施工量に発生原単位をかけて、SS発生量を算定するため、間違いがあってはならないわけですね。これも違っている。

2番目、ガット船・土砂投入工の1,000 m^3 の原単位が平均2.26 kg/m^3 としているが、過小と思われます。なぜこういう数値になったのか、明確な根拠を示していただきたい。

3番、ガット船・埋立工の原単位 w_0 は記載がなく、改良材の土砂投入量の試験結果より設定を行ったとして突然最終の原単位9.12 kg/m^3 が示されているが、なぜこういうことになったのか、きちんと示していただかないと我々の意見が出せない。意見が出せないようにこういう書き方をしているのか疑わざるを得ない。

4番、グラブ浚渫船の原単位 w_0 を9.60 kg/m^3 としているが、これも過小と思われる。これらについてなぜこういうことになったのか、明確な根拠を示していただきたいと思います。

三番目、事業の必要性の具体的な説明がありません。方法書に対して最も重要な必要性の根拠について説明を求めているにも関わらず、方法書と同じ文書を繰り返しただけであり、方法書への意見を求めた意味が全くありません。以下の内容について明確に示すべきであります。

完成自動車取扱機能の集約・拠点化に現時点で必要性・緊急性の高さがあるとしています。なぜその緊急性・必要性があるのか、それから完成自動車取扱量の増加への対応ということですが、その根拠を、新車、中古車、トランシップとを別にしてきちんと明らかにしていただきたい。

この事業には膨大な工事費がかかります。これを利用料でペイしようとしても、実際にはできないわけですね。工事費、整備費用がどれだけで、そのうち使用料・手数料でどれだけの収入があるのか、きちんと示していただきたいと言っているが、全く答えておりません。必要のない工事をして、根拠のない必要性で工事をして、そして環境を破壊することは許されない。環境影響評価としては看過できない問題であるというふうに思います。

まず、周辺のふ頭用地を完成自動車専用ふ頭とすることを複数案の第一候補とすべきである。それに対して完成自動車等の保管施設として高度な土地利用がなされており、もう余裕がないということですが、私たちがGoogle等で見える限り、そのようなことはないと思います。具体的にどのようにされているのかを明確にすべきだというふうに思います。

四番目に、隠された事業の必要性をきちんと述べるべきだと思います。この事業の主要な目的が隠されているのではないかと。事業の目的としては、浚渫土砂の廃棄処理を新たに計画するというのが2015年12月28日、全面改訂された名古屋港港湾計画で記載されておしま

す。これに対して本事業は、保管施設用地を確保ということで、結果として埋め立てるときに浚渫土砂も使うという。本来の目的はどちらなのか、きちんと明記すべき。そして本来の目的は保管用地としても、もう一つの大きな目的が浚渫土砂の埋立てということであれば、そのこともきちんと書くべきである。

五番目に事前着工の疑いがあるということです。2015年12月28日に港湾計画が全面改訂されております。これに対して、「本事業はこの計画のうち、必要性や緊急性の高さから、ふ頭再編改良事業として平成27年4月に、国の新規事業採択を受け事業化したものです」と書いてあります。27年4月に事業化されたということであれば、今、環境影響評価手続きをやっているのは何なのかということになります。平成27年4月に受けた事業化というのは、具体的には事前着工に当たるのではないか、ここで採択された事業内容は具体的に何なのか、明確にすべきであるというふうに考えます。

六番目に、工期を7年と最初していたが、突然3年に短縮しております。3年に短縮するためには、工法をいろいろ考えたとか検討したというふうになっておりますが、そんなことは最初からわかっている。改めて今初めて思いついたというものではないと思います。最初7年ということやっていて、突然、準備書で3年にするというのは非常に問題があるというふうに思います。見解では、事業計画の進捗により、つまり事業がもう既に進捗しているということになる。これはおかしい。具体的に事業計画の進捗というのはどういうことですか。明確にさせていただきたいというふうに思います。さらに築堤全体の余水吐及び汚濁防止膜は位置しか示されておられません。これらも明確にすべきだと思います。

さらに幾つかございます。ダンプトラックをもっと海上輸送にすべきであります。これについて、可能な限りとあります。可能な限りというのは、結果として可能であったかなかったかは誰が判断するのか、どうするのかということで、アセスの意味がない、環境影響評価の意味がないというふうに思います。築堤位置は図だけでなく正確な位置、海水面の切れ目等々も全て示すべきだというふうに思います。

さらに、使用する建設機械も、低公害対策のものにするよう努めるというふう書いてあります。努めるだけだったら努めたか努めていないかは誰が判断するのかということで、全てそういうものを使うというふうにすべきである。例外があれば例外として、それはやむを得ないとしても、明確にすべきだと。努めるだけでは、結果としては何もしないということにつながってしまう。

もう一点だけ述べさせていただきます。時間が延長して申しわけございません。土質改良として鉄鋼スラグを使うとしていますが、鉄鋼スラグを具体的にどの程度、どのようなものを使うのか、その内容についても明確にすべきであるというふうに思います。詳細については既に事業者が資料を渡っておりますので、ぜひ明確に回答していただきたいと思います。

あと地下水汚染、土壌汚染等についても明確な回答をしていただきたいというふうに思います。

本来もう少しございますが、時間の関係で以上にさせていただきます。

議長（戸崎部長）

ありがとうございました。陳述人の方からご意見を述べていただきました。ただいまの陳述されました意見に対しまして、事業者の方は見解を述べていただくことができますが、見解を述べられる場合は挙手にてその旨をお申し出ください。

事業者（名古屋港管理組合建設部 浅野部長）

ただいまいただきましたご意見に対しまして、事業者として見解を述べたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（戸崎部長）

ただいま事業者の方から見解を述べたい旨の申し出がございましたので、見解をまとめていただくために、ここで10分程度の休憩をとらせていただきます。

再開を2時からというふうにさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（休 憩 午後 1時49分）

（再 開 午後 2時00分）

議長（戸崎部長）

皆様、お待たせいたしました。ただいまから再開させていただきます。

それでは、事業者の方で見解を述べられる方、陳述席へ移動をお願いします。

これから事業者の方に見解を述べていただきますが、冒頭でお願いしましたとおり、10分以内にまとめて述べていただきたいと存じます。

それでは、見解の陳述をお願いします。

事業者（名古屋港管理組合建設部事業推進課 野口課長）

私、名古屋港管理組合の野口と申します。本日はお忙しいところ金城ふ頭地先公有水面埋立て事業に対しまして、貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本事業は金城ふ頭地先において、16.4ヘクタールの埋立てを行い、保管施設用地を確保することを目的としています。金城ふ頭及び弥富ふ頭における用地の不足に伴い、分散・点在している完成自動車取扱機能を集約・拠点化することで、完成自動車の効率的な海上輸送を行い、地域の基幹産業の国際競争力の維持・強化を図ります。同時に切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震に対応するため、耐震強化岸壁を整備するものです。それから、また、環境面につきましても、事業の当初の段階から地球環境などにも十分配慮して計画を進めて

まいりました。

まず、建設機械騒音予測の間違いについてでございます。建設作業騒音計算の誤りの原因は、受音点に到達する騒音レベルの算出に当たり、予測式ではA特性パワーレベルから8デシベルを減じた上で、距離減衰効果を見込むことになっているところ、8デシベルを減じずに算出したことによるものです。このため受音点での騒音レベルは8デシベル大きな値になっておりました。なお、その他の計算条件や類似の計算を行う建設作業振動などの計算結果について、改めて確認を行い誤りがないことを確認しております。

グラブ浚渫船の日施工量の食い違いについてです。

見解書25ページの表1に記載しました日施工量の値は、濁りのピークとなる工事着手後2カ月目の施工量を示していますが、同じ表の施工量及び施工日数は全工程の総数を示しています。対象とした岸壁工における浚渫工は全体を5つの工区に分け、時期を変えて施工するものであり、工区により施工量、施工日数が異なります。そのため、全施工量を全体の施工日数で割った日施工量の平均値と、予測対象とした工事着手後2カ月目の日施工量は異なります。

ガット船・土砂投入工（敷砂投入）の発生原単位 w_0 の過小についてでございます。

対象水域における濁り発生原単位は、港湾工事における濁り影響予測の手引きをもとに、事例から設定した濁り発生原単位を土砂中に含まれるシルト・粘土分の割合により補正します。ご指摘のガット船500 m^3 の濁り発生原単位は、5事例を1つの事例として扱った場合、補正前の原単位の値は、準備書で設定した値より大きくなりますが、シルト・粘土分の割合についても値が変わります。補正後の値については複数の条件で計算を行いましたが、いずれも準備書で設定した値を下回っていました。準備書では取り扱う土砂の特性を考慮した適正な設定を行っていることから、過小という指摘は当たらないと考えます。

ガット船・埋立工（改良土投入）の原単位の根拠、資料についてです。

ガット船・埋立工（改良土投入）の原単位の設定に当たっては、改良土を使用する施工業者に聞き取り調査を行いました。今回の浚渫土の改良に使用する改良材と同じ材料を用いて行われた10海域での試験結果資料についてご提示をいただきましたので、その資料をもとに設定を行いましたが、試験結果資料の明示については控えさせていただきます。

グラブ浚渫船15 m^3 の原単位 w_0 が過小との意見についてでございます。浚渫工におけるグラブ浚渫船による濁りの発生原単位の設定に当たっては、港湾工事における濁り影響予測の手引きを参考に、形式が同じグラブ浚渫船15 m^3 の原単位の中から、シルト・粘土の割合が高い浚渫土砂の性状を踏まえ、取り扱い土砂が細粒土である事例の値を採用しました。本工事で使用する船舶の形式とシルト・粘土の割合が高い浚渫土砂の性状から、適切な値を設定したものと考えています。

事業の必要性の具体的な説明がないことについてでございます。工事費用がどれだけで、その使用料、手数料がどれだけ回収できるのか示すべきということでございますが、名古屋港では現在、完成自動車の非効率な輸送が行われており、これを解消することが喫緊の課題

でございます。また自動車輸送船の大型化に対し、岸壁の水深不足も生じています。さらに、切迫性の高い南海トラフ巨大地震等の自然災害への対応が課題です。これらの課題を解消するため、金城ふ頭に新たな保管施設用地を確保し、大型輸送船の利用が可能な、かつ巨大地震にも耐えることができる耐震性の高い岸壁・護岸を整備することを目的としています。なお、埋立用地周辺のふ頭用地は、既に完成自動車などの保管施設用地として高度な利用がされており、十分な自動車の保管用地を確保することができないということでございます。

隠された事業の必要性についてでございます。

本事業は、現状における喫緊の課題を解消するため、大型船を活用した効率的な完成自動車輸送への対応に必要な保管施設を確保すること、並びに大規模地震が発生した場合において、緊急物資の輸送機能を確保するための大規模地震対策施設を早期に整備することを目的としています。一方で、名古屋港は庄内川・新川を始めとする河川によって運ばれた土砂の堆積が続く港であることから、港湾施設の機能維持・整備のための浚渫は必要不可欠です。本事業の埋立てにおいては、浚渫に伴い発生する土砂を埋立用材として活用していく予定です。

事前着工の疑いについてです。

事業化するという言葉、この言葉は行政手続きにおいて用いられる専門用語であり、事業計画の段階から具体的な設計段階に移行する節目で用いられます。この段階はあくまでも机上の検討のみでありまして、実際の工事に着手するわけではありません。本事業は名古屋市環境影響評価条例に基づく、環境影響評価の手続きを進めています。工事の着工は、条例において工事の着手届と工事中の事後調査計画書を提出した後に可能とされており、本事業においても条例で定めた手続きに従い、工事を着手する計画でございます。

工期の7年を3年に短縮ということでございますが、工事工程の見直しは方法書の提出後に行いました。築堤の詳細な構造につきましては、今後検討する予定でございます。

土砂の投入について、本事業では空気圧送船を用いた投入と、リクレーマ船を用いた投入の2つの方法で行います。方法の違いは、投入する土砂の性状を考慮し、3年という工事期間の中で合理的な方法を選択したものです。

ダンプトラック、それから築堤についてでございます。設置に要する期間や岸壁・護岸への影響を考慮した上で、できる限りダンプトラックの台数を少なくするため、築堤の位置を可能な限り南に移して、築堤南側エリアを小さくすることとしています。築堤の材質は埋立用材と同じく、改良土を使用する予定でございます。なお、築堤の詳細、構造については今後、検討いたします。

低騒音・低振動型や排出ガス対策型機械の使用に努めることについてのご意見でございますが、本事業の実施に当たりましては、建設機械の機種を選定において、原則として排出ガス対策型の機種を使用すること、低騒音型・低振動型の機種の使用に努めることにより、事業の実施による環境への影響をできる限り低減するように努めます。なお、事業者として環境影響を低減するため、準備書に記載の環境保全措置を実施する計画でございます。

改良材をどの程度使うのかということでございますが、埋立ての用材は改良材を使用いたします。改良材の投入については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づいて、基準に適合したものを使います。

ご意見が多岐にわたっておりますので多少前後していることもありますが、お許しをいただきたいと思います。

本事業にご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議長（戸崎部長）

ありがとうございました。事業者の方から見解を述べていただきました。

冒頭に説明いたしましたとおり、事業者のただいまの見解に対しまして、陳述人の方には補足意見を述べていただくことができます。補足意見を述べられる場合は、挙手にてお申し出をお願いします。

陳述人（中川武夫様）

すぐにやります。

議長（戸崎部長）

休憩はよろしいですか。では、引き続き補足意見をお願いしたいと思います。

陳述人の方、陳述席へ移動をお願いします。

補足意見の陳述は5分以内でお願いいたします。それでは中川武夫様、陳述をお願いいたします。

陳述人（中川武夫様）

それでは補足陳述をさせていただきます。幾つか述べていただきましたけれども、本来準備書にきちんと記載しなければならないことを今この場で述べるというのは、やっぱり非常に問題があると思います。なぜそれを準備書にきちんと書かなかったのかということが第一です。そうしなければ、準備書にきちんと書いてなければ、我々は意見を述べることができないわけですね。そのことをまず第一に指摘したいと思います。

第二に、8デシベルを減じなかったという、こんな基本的な誤りを一体誰がしたのですかね。そういうようなことをする。それをしかも誰か一人が書いてだけでなく、全体としてチェックして事業者もチェックされたはずなのですね。チェック能力がなかったと言われればそれまでですけれども、そういうようなことがあってはならないわけで、本当にきちんと再調査したということで、それで正しかったということですから、それは我々が確認できないことですから、きちんと明確にさせていただく必要があるというふうに思います。

それから、工区により施工日数が違う。そういうことであればなぜそれを記載していない

のかということを指摘したいと思います。

それから、事業者から提供された資料だから資料の提示は控えさせていただく、要するに見せないよということですね。見せない資料、根拠がわからない資料でやったからいいのだというのは、これは環境影響評価の考え方に反するわけですから、それは明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、私が質問した国交省で採択された事業内容について説明をしてほしいと言いましたけれども、これについては一切回答がありませんでした。なぜ具体的にこれこれの事業がこのように採択されたということが言えないのか、記載できないのかということを改めて問いたいというふうに思います。

それから開口幅とかそういうものを今後検討するということですが、今後検討するでは環境影響評価にならないわけですね。じゃあもう一回検討した事業内容で環境影響評価をして、我々に開示してくれるのですか、というふうに問いたい。これは、まだ方法書とかもっと前の段階ならいざ知らず、準備書ですから、そのことは明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど時間の関係で少し言えませんでしたけれども、土壌改良材ということでございますが、鉄鋼スラグを使いますと書いてあります。鉄鋼スラグはいろいろ問題があるということが明らかなです。国交省でも鉄鋼スラグは炉の種類や冷却方法の違いにより、高炉スラグ、製鋼スラグといった性状の異なるものが製造されるため、使用するスラグの品質と、用途ごとに異なる要求品質を勘案して、適切に利用しなければならないと書いてあります。ですからどういうスラグをどのように利用するのかということが示されないと、大きな問題が起こるというふうに考えられます。なお、鉄鋼スラグの利用に際しては、溶出水のpH及び有害物質の溶出に留意することとも解説しております。このことは国交省のホームページで明らかになっております。こういうことについてもきちんと、どのように検討して何を使うのかということを明確にさせていただきたいというふうに思います。

その他、多岐にわたって質問をいたしましたけれども、最終的には低公害型のものの使用に努めると。行政が努めるといった場合は、悪い言い方をすればやらないということですね。やると言わなければ、努めるだけだったら、努めたということは誰が判断するのかと先ほども言いました。私たちはいろいろ今までやってきましたけれども、全てそういう言葉で裏切られてきております。努める、努めただけ、努めたけど結果としてできなかった、責任はない、責任はとらない。こういうことではだめなわけですね。原則として使うのなら、なぜ原則としてそれを使用すると記載しないのか、ということをしちんとさせていただきたい。名古屋港管理組合は今、管理者が確か名古屋市長の河村たかしさんだと思います。今、名古屋市の南陽工場の環境影響評価が進んでおりますが、ここではそういうことについて、もう少し明確な記載がされております。名古屋市の事業をべた褒めするつもりはございませんけれども、少なくともそれと同等の記載をきちんとすべきであるということを最後に要望したいと思います。以上です。

議長（戸崎部長）

ありがとうございました。陳述人の方から補足意見を述べていただきました。

本日は皆様、円滑な公聴会の運営にご協力をいただきましてまことにありがとうございました。補足意見の陳述も終わりましたので、最後に事務局から公聴会の記録等についてお知らせいたします。

事務局（磯部主幹）

本日の公聴会の記録でございますが、事務局において速やかに作成をいたしまして、市役所等で閲覧できるようにするとともに、名古屋市の公式ウェブサイトにも掲載をする予定でございます。

また本日の記録につきましては、名古屋市環境評価審査会に提出をいたしまして、本事業に係る準備書の審査に役立てていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（戸崎部長）

本日の公聴会の議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして公聴会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

（閉 会 午後 2時20分）



公聴会の様子